

## 令和4年度 多治見市連結財務書類 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

なお、一部の連結対象団体（地方公営企業、土地開発公社、公益財団法人、一般社団法人、株式会社）においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの・・・取得原価

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの・・・出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 貯蔵品・・・先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～65年

工作物 3年～80年

物品 2年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率または実積率等により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率または実積率等により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率または実積率等により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（定期預金）

基金に属するものは含んでいません。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更等

変更はありません。

## 3 重要な後発事象

該当する事業はありません。

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務はありません。

### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

## 5 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

| 団体（会計）名           | 区分          | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|-------------------|-------------|-------|--------|
| 水道事業会計            | 地方公営事業会計    | 全部連結  | —      |
| 下水道事業会計           |             |       |        |
| 農業集落排水事業会計        |             |       |        |
| 病院事業会計            |             |       |        |
| 駐車場事業特別会計         |             |       |        |
| 国民健康保険事業特別会計      |             |       |        |
| 介護保険事業特別会計        |             |       |        |
| 後期高齢者医療特別会計       |             |       |        |
| 東濃西部広域行政事務組合      | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結  | 27.85% |
| 岐阜県市町村会館組合        |             |       | 3.70%  |
| 土岐川防災ダム一部事務組合     |             |       | 23.20% |
| 岐阜県後期高齢者医療広域連合    |             |       | 5.12%  |
| 多治見市土地開発公社        | 地方三公社       | 全部連結  | —      |
| 公益財団法人多治見市文化振興事業団 | 第三セクター      | 全部連結  | —      |
| 公益財団法人セラミックパーク美濃  |             | 比例連結  | 35.14% |
| 株式会社多治見市衛生公社      |             |       | 40.00% |
| 株式会社エフエムたじみ       |             |       | 27.27% |
| 一般社団法人多治見市観光協会    |             |       | 50.00% |
| 株式会社プラティ多治見       |             |       | 41.25% |

連結の方法は次のとおりです。

- ② 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。なお、令和4年度決算において、可児川防災ため池等組合は連結の対象としていません。
- ③ 多治見市土地開発公社は、全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であった、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

## （2）出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

## （3）表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## （4）売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲 庁内組織において売却予定とされている公共資産

イ 内訳 事業用資産 57,501 千円 (12,168 千円)

土地 57,501 千円 (12,168 千円)

令和5年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

上記の括弧書きは貸借対照表における簿価を記載しています。